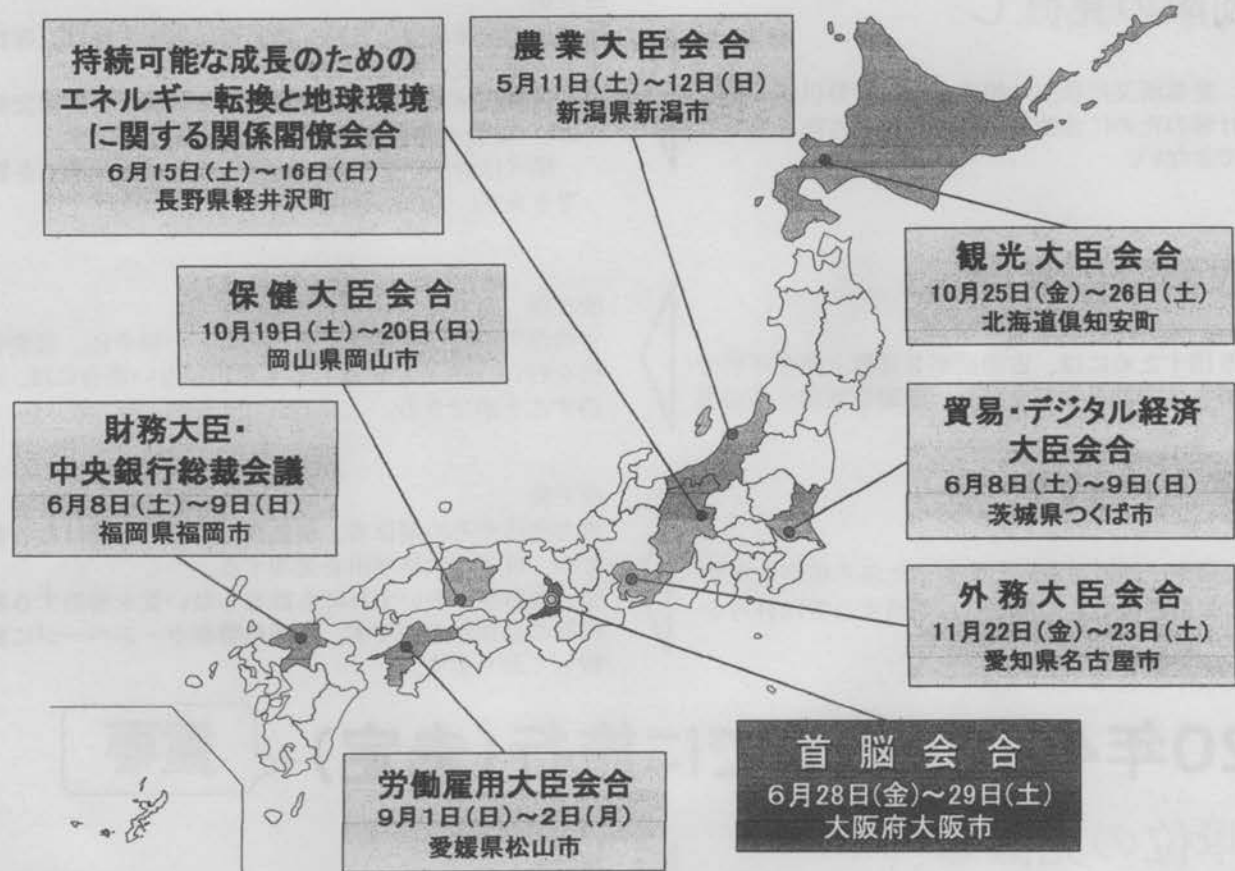


G20 大阪サミット警備にご協力を!!



G20 大阪サミット

2019年6月28日[金]・29日[土]

※ その他関係閣僚会議等が5月11日(土)から11月23日(土)の間に国内各地で開催されます。

静岡県警察では、

テロの未然防止を目的として、警備諸対策を推進中です。

警察の警戒警備等へのご理解とご協力をお願いします。

- 「不審な人物」がいる「不審な車」が駐車されている。
- 持ち主のない不審な荷物が放置されている。

改正古物営業法が一部施行されました

2018年10月24日に施行

営業制限の見直し

現行

古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることができない。

改正後

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができる。

※ 仮設店舗で営業を営む日から3日前までに別記様式第14号の2(仮設店舗営業届出書)の提出が必要です。

様式は静岡県警察ホームページ又は静岡県下各警察署で入手できます。

簡易取消しの新設

現行

許可を取り消すためには、古物商が3月以上所在不明であること等を公安委員会が立証し、聴聞を実施する必要がある。

改正後

古物商等の所在を確知できないなどの場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができる。

欠格事由の追加

現行

禁錮以上の刑や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由として規定し、該当する者は許可を取得できない。

改正後

暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者を排除するため、許可の欠格事由を追加する。

※ 欠格事由のいずれにも該当しない旨を誓約する書面にも同内容の追加が必要です。静岡県警察ホームページに記載例を掲載しております。

2020年4月24日までに施行(未定)

重要

許可単位の見直し

現行

営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要。

改正後

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることとする。

※ 既に許可をお持ちの方、2020年4月24日までの施行日(未定)までに許可を取得された方で、施行後も古物営業を営む方は、改めて主たる(その他)営業所や古物市場の届出が必要です。

※ この届出をされない場合は、施行後に古物商の許可を受けているものとみなされません。

※ また、この届出以降も施行日までに届出事項に変更があった場合も同様に施行後に古物商の許可を受けているものとみなされません。

※ 届出様式は別記様式(主たる営業所等届出書)で静岡県警察ホームページ又は県下各警察署で入手できます。

※ 届出期間 : 2018年10月24日~2020年4月ころ